大分県の文化部活動の在り方に関する方針

平成31年2月 大分県教育委員会

目 次

大分県の文化部活動の在り方に関する方針策定の趣旨等	••• 1
(1) 本方針の対象範囲 (2) 望ましい部活動の在り方	
1 適切な運営のための体制整備	• • • 3
(1) 文化部活動の方針の策定等 (2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	• • • 6
(1)適切な指導の実施(2)文化部活動用指導手引きの活用	
3 適切な休養日等の設定	• • • 8
4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	•••10
(1)生徒のニーズを踏まえた文化部の設置(2)地域との連携等	
5 学校単位で参加する大会等の見直し	•••12

大分県の文化部活動の在り方に関する方針策定の趣旨等

(1) 本方針の対象範囲

- 本方針は、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成 30 年 12 月 文化庁)(以下、「国のガイドライン」という。)に則り、中学校(義務教育学校後期 課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。)段階及び高等学校(特別支援学校高等部を含む。以下同じ。)段階における文化部活動を対象とする。1
- 小学校段階(義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む。)においても、 同じように文化等の活動を実施している場合がある。こうした活動については、地域 によって多様な形態で行われているが、少なくとも学校教育の一環として行われるも のについては、学校において、児童の発達の段階や教師の勤務負担軽減の観点を十分 に考慮し、本方針を参考に休養日や活動時間を適切に設定する必要がある。

(2)望ましい部活動の在り方

- 本県の実情や生徒の発達段階を踏まえ、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を 構築するという観点に立ち、文化部活動が以下の点を重視して、地域や学校、分野、 活動目的等の実態に応じて、多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ・ 知、徳、体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義 を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の 活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、 バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
 - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との 関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、 生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制した りすることがないよう、留意すること

¹ いわゆる文化部活動については、芸術文化を目的とするもの以外にも、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動(以下「芸術文化等の活動」という。)を行うものなども幅広く含まれうるものと一般に捉えられており、また、本方針に先行して「大分県の運動部活動の在り方に関する方針」が策定されていることから、本方針の対象とする部活動を「運動部以外の全ての部活動」とし、以下、「文化部活動」と表記する。

- ・ 学校全体として文化部活動を含む部活動の指導・運営に係る体制を構築すること
- ・ 文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が 行われるよう、実施形態などの工夫を図ること
- 学校教育が目指す資質・能力の育成に資する部活動の意義を認識しつつ、今後も持続可能な運営体制が整えられるようにするため、本方針をもって、学校、指導者、保護者、地域、関係機関及び関係団体等が一体となって改革に取り組むものである。
- 県教育委員会は、本方針に基づく学校の設置者及び各学校の取組について、定期的 に状況を把握し、課題解決に向けて継続的な取組を行う。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

ア 大分県教育委員会は、「国のガイドライン」に則り、「大分県の文化部活動の在り方に関する方針」(以下、「県の方針」という。)を策定する。

県の方針は、中学校段階及び高等学校段階における文化部活動を対象として、本 県の実情を踏まえて策定するものとする。

- イ 市町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、国のガイドラインに則り、県 の方針を参考に、「設置する学校に係る文化部活動の方針」(以下、「設置者の方針」 という。)を策定する。
- ウ 校長(義務教育学校における学園長を含む。以下同じ。)は、設置者の方針(県立 学校においては県の方針)に則り、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」 を策定する。

文化部顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並び に毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作 成し、校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者への情報提供を行う。

- エ 校長は、上記ウの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- オ 学校の設置者は、上記ウに関し、各学校において文化部活動の活動方針・計画の 策定等が効率的に行えるよう、県教育委員会が示す様式例を参考にするなど、簡素 で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、県教育委員会は、 必要に応じて学校の設置者の支援を行う。²

² これらの方針等については、負担軽減の観点から、既存の運動部に係る方針等に文言の加筆・修正を行い、部活動 全体に係るものとして作成することも可能である。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員³の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、 生徒の健康や安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な 文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置する。
- イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担 の実態等を踏まえ、部活動指導員の制度を効果的に活用し、学校に配置する。なお、 従来の外部指導者も効果的に活用する。

また、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けること、生徒・保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。⁴

なお、主として指導する顧問に過度の負担が生じないよう、また、不測の事態が 発生した場合に適切な対応ができるよう、顧問の複数配置を可能な限り行う。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導及び是正を行う。

³ 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する」学校の職員(義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用)。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

⁴ 経験がなく部活動の指導に必要な技能を備えていない教師等が部活動の顧問を担わなければならない場合には負担 を感じ、特に新任の教師等は過度の負担がかかる場合があるので留意が必要である。

- オ 校長は、文化部活動の指導方針(ねらい・指導体制・休養日や活動時間の設定等) について、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会(部 活動連絡会等)を設定する。
- カ 県教育委員会及び学校の設置者は、文化部活動の指導者(顧問、部活動指導員や外部指導者等)を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- キ 県教育委員会、学校の設置者及び校長は、教師の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日文部科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け文科初第1437号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1)適切な指導の実施

- ア 校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理(障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。なお、近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化していることを踏まえ、夏季の文化部活動における熱中症事故の防止等の安全確保を徹底する。県教育委員会及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- イ 文化部活動の指導者は、文化部活動の運営方針や指導者自身の指導概念を一方的 に押しつけるのではなく、生徒との意見交換などを通じて、生徒の多様なニーズや 意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、目標・指導の方針を設定する。
- ウ 文化部活動の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。
- エ 文化部活動の指導者は、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- オ 文化部活動の指導者は、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と 連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識 を得た上で指導を行う。

(2) 文化部活動用指導手引きの活用

ア 文化部活動の指導者は、「国のガイドライン」の 2 (2) r^5 によって作成された 指導手引等を活用し、上記 2 (1) に基づく指導を行う。

⁵ 文化部活動に関わる各分野の関係団体等は、その分野の普及の役割に鑑み、文化部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引(習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、文化部活動の指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの)を作成する。

3 適切な休養日等の設定

ア 文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育 課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間 のバランスのとれた生活を送ることができるよう下記を基準とし、できるだけ短時 間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。⁶

<休養日及び活動時間の基準>

【中学校】

- 週当たり2日以上(平日1日以上、週末1日以上)の休養日を設ける。
- 活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、 できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

【高等学校】

- 原則、週当たり2日以上の休養日を設ける。
 ※1日は、週休日(祝日を含む)を休養日とすることが望ましい。
- 〇 活動時間は、原則、平日では3時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、 できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- O なお、高等学校は、学校の実態や特色及び分野の特性、大会・シーズン等を考慮し、各学校において弾力的に休養日や活動時間を設定することができる。ただし、その場合にあっても、「週に1日」及び「月に1日以上の週休日」を完全休養日とする。

【中学校・高等学校共通の基準】

- 長期休業中は、上記の基準に加え、連続した休養日やある程度長期の休養期間を 設定し、生徒が十分な休養をとることができるとともに、文化部活動以外にも多様 な活動を行うことができるよう配慮する。
- 休養日として設定した日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り 替え、休養日を確保する。
- 大会参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、休養日を増やすなど、週 や月単位で他の日の活動時間において調整するなどし、生徒にとって過重な負担と ならないよう配慮する。

- イ 学校の設置者は、1 (1)に掲げる「設置者の方針」の策定に当たっては、「国のガイドライン」において設定された「文化部活動における休養日及び活動時間」の基準を踏まえるとともに、上記の基準を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- ウ 校長は、1 (1) に掲げる「学校の文化部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインにおいて設定された「文化部活動における休養日及び活動時間」の基準を踏まえるとともに、「設置者の方針」に則り、文化部活動休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- エ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

⁶ 本県では平成30年8月に「大分県の運動部活動の在り方に関する方針」を策定しており、文化部についても当面は運動部に準じた取扱いを依頼してきたところである。「文化部活動の在り方に関する方針」を策定するにあたり行った「大分県内文化部活動の実態把握に関する調査」では、全体の82%が運動部・文化部共通の休養日や活動日の基準を設定しているという結果となった。部活動については、運動部・文化部活動を通じて考えるべき課題とともに、それぞれの特性を踏まえて検討すべき課題があるが、上記のような状況を踏まえた上で、本方針の休養日及び活動時間については、「大分県の運動部活動の在り方に関する方針」と同様の基準を定めた。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文 化部活動が、性別や障がいの有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ず しも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外に も、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様な レベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部の設置を検 討する。

具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けとなるものが考えられる。7

イ 県教育委員会及び市町村教育委員会は、生徒数減少等の地域の実情を踏まえ、単一の学校では特定の分野の文化部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

また、持続可能な活動を確保するため、長期的には従来の学校単位での活動から 一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められることから、文 化部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体 で、これまでの学校単位の文化部活動に代わりうる生徒の芸術文化等の活動の機会 の確保・充実方策を検討する。

⁷ 例えば、生徒がより多様な芸術文化に触れる機会をつくるため、管楽器以外の音楽、合唱、演劇、放送などを融合した合同部をつくり、シナジー効果や生徒の満足度向上に寄与しているような例もある。

(2)地域との連携等

- ア 県教育委員会、学校の設置者及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力、文化施設・社会教育施設等の活用、芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力及び民間事業者の活用等により、文化部活動の整備・充実を推進する。この取組は、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立ったものであり、教員の負担軽減はもとより、すべての文化部活動参加生徒に対する良好な指導内容の提供を企図するものである。
- イ 県教育委員会及び学校の設置者は、部活動指導員の任用・配置や、文化部活動の 指導者等に対する研修等、芸術文化等の活動の指導者の質の向上に関する取組につ いて、関係機関及び関係団体等との協力体制の充実に努める。
- ウ 各分野の関係団体等は、県教育委員会または学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での芸術・文化等の活動の整備・充実を推進する。
- エ 県教育委員会及び市町村は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動 については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、 生徒が芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放を推進 する。8
- オ 県教育委員会、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、地域と連携した取組を推進することについて、関係者や保護者の理解と協力を促す。

⁸ 芸術文化等の活動を行うに当たっては、防音室や実験室など活動内容に適した場所や、楽器や実験器具など活動内容に不可欠な用具が備わっていないと活動自体が実施できないものがあることから、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しめるよう配慮する。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 文化部活動に関わる組織及び文化部活動を参加対象とする各種大会等の主催者は、4を踏まえ、単一の学校からの複数グループの参加や複数校合同グループの参加、学校と連携した地域の団体等の参加、本方針の遵守を条件とした参加資格等の在り方や、大会等の規模や日程等の在り方、部活動指導員による単独引率や外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直しを検討する。
- イ 県中学校文化連盟や県高等学校文化連盟等文化部活動に関わる組織及び学校の 設置者は、学校の文化部が参加する大会等や地域からの要請により参加する地域の 行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事、 催し等に参加することが、生徒や文化部活動の指導者の過度な負担とならないよう、 大会等や地域の行事、催し等の統廃合や簡素化等を主催者に要請するとともに、各 学校の文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限の目安等について 検討する。
- ウ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部活動の指導者の負担が過度となら ないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事、催し等を精査する。